障がい福祉サービスの種類

家に行って介護をしたり家の用事を行う 居宅介護・重度訪問介護 訪問系 外に出るとき、お出かけするときの支援 同行援護・行動援護等 昼間に活動するためのところ 日中活動系 ・短期入所・療養介護・生活介護 (いつも介護が必要な人が対象) 訓練系・ • 就労移行支援 仕事の場 就労継続支援(A・B型)等 就労系 はたらくために必要な訓練を行う 施設入所支援・自立生活援助 居住支援系 住まい(施設やグループホーム)での支援 • 共同生活援助 • 児童発達支援 18歳までの子どもが対象。集団での 障がい児支援 生活に慣れたり、放課後に過ごすところ ・放課後等デイサービス等 サービスを使うための計画をつくる 相談支援 • 計画相談 • 地域相談支援等 サービスを使うための相談にのる